

開発事業

種苗産業の共同研究体制の下、園芸作物分野において効率的かつ早期に優良な品種育成・品質管理を行うため、形質転換操作やDNAマーカーの利用等に関する実用化技術システムの開発を推進した。

(予算額 4,096万9千円)

エ 優良な原原種・原種の生産及び配布

種苗管理センターにおいて、馬鈴しょ、茶樹及びさとうきびの生産の基本となる優良な種苗の供給のもととなる無病化された原原種・原種等の生産及び配布(10年度配布実績：馬鈴しょ1,560t、さとうきび278万本、茶樹4万本)を行った。

第5節 土壤保全対策

1 土壤環境負荷低減対策推進事業

土壤は、農業生産の基礎であるが、近年、有機物の投入量の減少等による地力の低下や、不適切な施肥による環境負荷が懸念されている。また、カドミウム等の有害物質による土壤の汚染が生じている一部の地域に対しては、対策が求められている。

このため、施肥等の営農活動が土壤環境に及ぼす影響を低減するために必要な諸施策及び土壤中の特定の有害物質による汚染を防止する対策を以下のとおり実施した。

(予算額 2億1,819万円)

(1) 環境保全型有機質資源施用基準の設定調査

環境への影響にも配慮した施肥基準等栽培基準の設定に資するため、環境保全に配慮した農業生産を行うに当たって不良な要因を有する土壤について、その要因の解明、新たな栽培基準の設定・適用に当たって把握すべき土壤条件の解明等のための現地調査を行うとともに、主要な作物について土壤条件に対応したより効率的な肥培管理、土壤管理等を確立するための栽培試験を行った。

(2) 環境保全型土壤管理対策の推進

環境的に重要な地域を中心に、土壤管理等に起因する環境負荷を把握するための調査等を実施し、地域に応じた土壤管理の指針の策定、指導を推進した。

(3) 特定有害物質等の作物吸収抑制土壤管理対策の推進

カドミウム汚染米の発生した地域及びその恐れが著しい地域において、土壤改良資材の投入及び合理的な水管理を行うことによりカドミウム汚染米の発生を抑制し、カドミウム土壤汚染による農業被害の軽減を図

ることをねらいとした事業等を実施した。

2 土壤汚染防止対策事業

農用地の土壤の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号、以下「土壤汚染防止法」という。)に基づく「農用地土壤汚染対策計画」の策定等の基礎資料を得るため、現地改善対策試験を実施するとともに、これらの試験成績等をもとに対策計画を策定した。(予算額 450万円)

3 小規模公害防除対策事業

重金属による農用地土壤の汚染に起因して、人の健康を損なう恐れがある農畜産物が生産され、又は農作物等の生育が阻害されること等を防止するため、土壤汚染地域において、排土・客土等の事業を実施した。(予算額 3,205万円)

4 土壤保全対策管理事業

我が国農耕地土壤について環境保全上の問題点の的確な把握を行うため、土壤データ、気象データ、施肥等の営農活動のデータ等を用いて農業が環境に与える影響の診断、土壤管理方法の提示を行うシステムを開発するとともに、有機農業等に関連した土壤改良資材についての効果検証及び情報収集・提供並びに土壤管理等が与える環境負荷の把握を行った。

(予算額 6,982万円)

第6節 農業改良資金制度

本制度は、31年に農業改良資金助成法(昭和31年法律第102号)の制定により発足し、その後制度の再編拡充が行われ、10年度においては生産方式改善資金、特定地域新部門導入資金及び青年農業者等育成確保資金の拡充を図った。

1 生産方式改善資金

本資金は、農業経営の改善を促進するための能率的な農業技術の導入その他の合理的な生産方式の導入に要する資金を貸し付けるものである。

10年度においては、畑作技術合理化資金に生産の低コスト化、省力化技術導入のための資金を追加した他、地域農業技術導入資金において近年における施設、機械等の高額化等による農業者の償還に対する負担軽減のため、償還期間の延長を行った。

(貸付実績 90億1,408万円)

2 特定地域新部門導入資金

本資金は、6年度にウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策の一環として創設し、中山間地域等農業の生産条件が不利な地域において、新規作物等の導入による新たな農業部門の経営を開始するのに要する資金を貸し付けるものである。

10年度においては、農業の生産条件不利な地域における新たな農業部門の経営の開始を一層促進するため、貸付対象地域の追加及び新部門経営開始資金の貸付限度額の引上げを行った。

(貸付実績 15億7,028万円)

3 経営規模拡大資金

本資金は、農業経営の規模拡大を図るため、農用地の利用権を取得するのに要する資金を貸し付けるものである。

(貸付実績 2,162万円)

4 農家生活改善資金

本資金は、農家生活の改善を図るため農家が合理的な生活方式の導入に要する資金を貸し付けるものである。

(貸付実績 1億7,820万円)

5 青年農業者等育成確保資金

本資金は、青年農業者その他の農業を担うべき者が今後の優れた農業生産の担い手となるために農業の技術及び経営方法の実地の習得、その他近代的な農業経営の基礎を形成するのに要する資金を貸し付けるものである。

10年度においては、経営技術高度化資金の貸付対象者に他産業転職中高年齢者を追加した他、経営開始資金の中に他産業転職中高年齢者が新規就農するための資金を追加する。

(貸付実績 58億8,302万円)

第7節 地域の環境保全に配慮した生産体制の確立

化学肥料の過剰施用や農薬の不適切な使用等による水質、土壤環境への悪影響に対処するため、環境保全型農法への総合的な転換の推進、環境負荷の確実な低減に向けた施肥・防除等の推進、環境保全型農業技術の開発・普及等を行った。

1 環境保全型農法への総合的な転換の推進

水質汚濁が問題化している地域等を対象として、施肥の適正化、農法の改善、土壤病害虫を抑制する植物の導入及び水質浄化機能を持つ水生植物を配した排水路、土壌分析施設等の整備等により、環境保全型農法への総合的な転換を推進した。

(予算額 26億2,490万円)

2 環境負荷の確実な低減に向けた施肥・防除等の推進

施肥等の営農活動が環境に及ぼす影響を適正に評価した土壌管理を推進するとともに、天敵やフェロモン剤等各種の防除技術を組み合わせた地域における総合的な病害虫管理技術の確立等により、環境負荷の低減に向けた施肥・防除等を推進した。

(予算額 5億9,364万円)

3 環境保全型農業技術の開発・普及

肥効調節型肥料の効果的な利用技術の確立・普及を図るとともに、施肥・防除等を過不足なく効率的に行う農業機械の開発、試験場等関係機関との連携による濃密な普及指導活動を行った。

また、肥料・農薬の投入実態及び環境保全型農業に取り組む稲作農家の収益性等を把握するとともに、農業生産に伴う環境への影響を総合的・定量的に評価する手法の開発等環境保全型農業技術の開発・普及を推進した。

(予算額 11億4,371万円)

4 環境保全型農業技術の開発

環境中への流出を極力少なくする農薬の使用技術の確立、環境保全のための家畜排泄物高度処理・利用技術の確立等の環境保全型農業に資する技術の開発を図る。

第8節 植物防疫対策

1 病害虫防除

(1) 発生予察事業

稲、麦、いも類、果樹、茶、野菜等を対象として全都道府県において事業を実施した。また、農産園芸局でも全国の主要な病害虫の発生動向を取りまとめた病害虫発生予報を計9回発表した。

平成10年度の水稲の病害虫についてみると、春先以降の高温、多雨、日照不足の影響から、いもち病の初発が早く稲の生育も軟弱傾向であったことから、葉いもちの発生が全国的に「やや多」から「多い」となった。その後、西日本から関東・甲信においては、8月2日までに梅雨が明け天候が回復したことにより穂いもちへの進展は抑えられ、中山間地等の常発地域を除き「平年並」以下となった。一方、北陸及び北日本においては、穂ばらみ期から出穂期にかけてオホソク海高気圧がしばしばあらわれ、低温日照不足による穂いもちへの移行が懸念されたが、都道府県においては早くから本田防除の徹底を呼びかける注意報が発表され警戒されていたこと、寒気流入後は西日本同様高温になったことから急激なまん延は抑えられ、中山間地等の常発地域を除き「平年並」となった。(いもち病の警報7件注意報70件)

害虫では、8月の梅雨明け以降の高温小雨の傾向がトビイロウンカの増殖に好適な条件となり、西日本の一部地域で坪枯れが散見された。その他、斑点米カメムシ類の発生が一部で「やや多」となった。

水稲以外では、麦類で、赤かび病の発生が出穂期高湿多雨となったことから、東北地方までの広い地域で「やや多」となった。大豆では、ハスモンヨトウの発生が8月以降高湿小雨傾向であった東海以西で「やや多」となった。果樹では、春先からの高温多雨により、カンキツかいよう病、ナシ黒斑病を始めとした病害の発生が全国的に「やや多」から「多い」となった。害虫では、果樹カメムシ類の発生が、カキ等を中心に「やや多」の地域があった。野菜及び花きではハスモンヨトウの発生が、東海以西で多かった。また、8月の集中豪雨及び9月の台風の影響等により疫病、べと病等が「やや多」となった地域が見られた。

病害虫の発生、防除状況は表15のとおりである。

(2) 植物防疫組織

都道府県における植物防疫の専門機関である病害虫防除所については、事業の高速化、技術の多様化等に対応するため1県1所を目途とした統合整備を推進し、体制の強化を図るとともに発生予察、防除指導、侵入警戒調査、農薬の安全使用の指導等を行った。また、市町村段階に病害虫防除員を設置し病害虫発生状況調査等を行った。

病害虫防除所職員の設置、病害虫防除員の設置、病害虫防除所の運営等植物防疫事業の基礎的経費について、都道府県に植物防疫事業交付金を交付した。

(3) 農林水産航空事業

10年度における農業関係の空中散布面積は、水稲

防除94万2千ha、果樹防除4千ha、畑作物防除1万3千ha、畜産関係4千ha、ミバエ類等防除267万4千ha、計363万7千haであった。

このうち、水稲防除の実面積は47万8千haで、関係農家数は約60万9千戸、年平均2回の散布が行われた。水稲防除の剤型別散布面積割合は、液剤94.3% (液剤散布46.9%、微量散布32.3%、液剤少量散布14.8%)、粒剤5.7%、微粒剤0.3%となっている。

林業関係では、松くい虫防除10万6千haと野そ駆除13万1千haが主であり、計22万haであった。

無人ヘリコプターの防除面積は、水稲防除を中心として22万6千haであった。

(4) 農薬の安全対策

農薬の安全性を確保するため、農薬の登録に当たり、その安全性について関係省庁と連携を図りながら検査を実施した。

安全な農産物の生産確保及び生活環境の保全を図る観点から、農産物及び土壌における農薬残留の追跡実態調査を実施したほか、使用実態、残留分析、結果等を踏まえた農薬の安全使用を推進し、消費者の農産物の安全性について周知するための体制の整備を図った。

一方、農薬による危害防止については、農林水産省、厚生省、都道府県の共催により農薬危害防止運動を全国的に展開し、農薬の安全使用及び適正な保管管理の徹底についての啓発宣伝、講習会の開催、医療機関と実態把握を実施するとともに、農薬販売業者及び防除業者に対して研修会を実施し、関係法令の遵守、農薬安全対策に関する認識の徹底を図った。

また、農薬の環境モニタリングを行い、そのデータを活用しながら環境に配慮した防除を実施するための管理システムを構築するための助成を行った。

そのほか、農薬の安全性評価について万全の対策を実施するため、財団法人残留農薬研究所に対し、農薬の毒性等に関する試験技術の確立に必要な経費を助成した。

(5) 鳥獣害による農作物被害

カラス、スズメ、ヒヨドリ等の鳥類による農作物被害面積については、9年度が19万8千haに及び、果樹、野菜等の作物を中心に大きな被害を与えた。

また、シカ、イノシシ、サル等の獣類による農作物被害は、中山間地域を中心として、9年度は8万2千haに被害面積が及び、特にシカによる畑作物被害が目立った。

表16 病虫害発生状況及び防除状況（10月1日現在）

病虫害名	発生面積 (千ha)	延防除面積 (千ha)	概 評
(イネ)			
葉いもち	764	1,583	やや多～多
穂いもち	554	2,202	東北南部及び北陸を中心に一部地域でやや多～多もみ枯
細菌病	78	123	一部地域でやや多～多
ニカメイガ	229	747	平年並以下
セジロウンカ	813	1,234	一部地域でやや多～多
トビイロウンカ	407	1,077	やや多～多
コブノメイガ	391	487	やや多～多
イネミズゾウムシ	970	1,015	平年並
(ムギ類)			
赤かび病	137	290	やや多～多
雪腐病	37	156	平年並
(ダイズ)			
ハスモンヨトウ	36	76	北陸及び東海以西で多
(カンキツ類)			
黒点病	72	286	やや多～多
かいよう病	25	108	やや多～多
(リンゴ)			
斑点落葉病	22	382	一部地域でやや多～多
黒星病	7	291	一部地域でやや多～多
(ナシ)			
黒斑病	3	73	やや多～多
黒星病	5	140	やや多～多
(ブドウ)			
べと病	8	72	やや多～多
(果樹共通)			
カメムシ類	17	77	一部地域でやや多～多
(野菜共通)			
疫病	6	73	やや多～多
アブラムシ類	48	297	一部地域でやや多～多
ハダニ類	16	76	一部地域でやや多～多
ハスモンヨトウ	9	40	一部地域でやや多～多

2 植物検疫

(1) 輸出入検疫

10年においては、栽植用苗・球根8億5千万個、種子2万5千t、切り花14億本、生果実153万t、野菜120万t、穀類・豆類3千286万t、木材1千535万m³、その他雑品855万tについて、輸入検疫を実施し、また、栽植用苗球根等約3万5千件について輸出検疫を実施した。

(2) 国内検疫

10年度においては、種馬鈴しょの春作、秋作用春作及び秋作について、北海道ほか9県において原種は及び採種ほを対象に種馬鈴しょ検疫を実施した。

また、果樹苗木の移動に伴う病虫害のまん延防止及び健全果樹苗木の確保のため、植物検疫所において、かんきつ類、りんご、ぶどう、もも、おうとう及びなしの母樹について、果樹母樹のウイルス病等検査を実施した。

このほか、奄美、沖縄、小笠原からのアリモドキゾウムシ等の寄主植物の移動取締を実施した。

(3) 緊急防除

植物防疫法（昭和25年法律第151号）第4章「緊急防除」の規定に基づき、鹿児島県熊毛郡上屋久町及び屋久町（屋久島）において発生したアリモドキゾウムシ及び屋久町において発生したイモゾウムシと北海道旭川市及び増毛町に発生したナシ枝枯細菌病を対象に防除区域を指定し、撲滅に向けて徹底した防除を実施した。

また高知県室戸市及び鹿児島県西之表市（種子島）において発生したアリモドキゾウムシと、北海道岩見沢市及び栗沢町に発生したナシ枝枯細菌病菌を撲滅した。

第9節 協同農業普及事業

農業改良助長法（昭和23年法律第165号）に基づき、農業者が農業経営及び農村生活に関する有益かつ実用的な知識を取得交換し、それを有効に応用することができるように、国と都道府県が協同して行う協同農業普及事業を実施した。

1 協同農業普及事業交付金

事業の基礎的経費については、標準・定額の協同農業普及事業交付金を交付した。

（予算額 301億4,582万円）

協同農業普及事業交付金が交付される事業の内容は、次のとおりである。

(1) 普及職員の設置

協同農業普及事業に従事する職員として、都道府県に専門技術員と改良普及員が設置されている。

ア 専門技術員

専門技術員は、各都道府県の中心的な試験研究機関及び本庁に配置され、試験研究機関、関係団体等と密接な連携を保ちながら、それぞれの専門項目について調査研究を行うとともに、改良普及員に対する研修、指導援助等を行っている。

専門技術員の専門項目は、農業関係として稲及び麦、野菜及びいも類、果樹、花き、乳牛及び肉用牛等技術に関する14項目と普及指導活動（農業）及び普及指導活動（青少年）の2項目が、生活関係として労働衛生、居住環境、生活経営、農産物利用及び食品加工、普及指導活動（農村生活）の5項目が設けられており、その設置に当たっては、各都道府県が自県の農業事情等を勘案し、国が定める一定の資格を有する者の中から任用している。

専門技術員の11年3月31日現在の設置実数は656人（うち農業関係553人、生活関係103人）である。

イ 改良普及員

改良普及員は、地域農業改良普及センターに所属し、直接農業者に接して農業経営又は農村生活の改善に関する普及指導活動を行っているが、一部の改良普及員にあっては農業者研修教育施設（道府県農業大学校）に所属し、農業後継者たる農村青少年等の研修教育を行っている。

改良普及員の11年3月31日現在の設置実数は、9,978人（うち農業関係8,547人、生活関係1,431人）である。

(2) 普及職員の活動

ア 専門技術員

専門技術員は、改良普及員の行う農業経営及び農村生活の改善に関する普及指導等を円滑に進めることを目的として、県内の地域農業改良普及センター、普及指導現場の巡回等による改良普及員への指導、改良普及員の研修等を行っている。また、その充実を図るために、試験研究機関との連携を図るとともに、農業の生産現場で生じている技術及び経営に係る問題の解決方法等に関する農業者のほ場等での実証調査、あるいは地域の農林漁業と農山漁村生活の実態に適応した生活関係の技術に関する実験研究等の調査研究を行っている。

これら、専門技術員の調査研究又は改良普及員への指導を円滑に行うために必要な分析・診断機材、資材等の整備を行っている。

イ 改良普及員

改良普及員は、地域農業改良普及センター管内の実情に応じていくつかの部門等を分担し、

① 管内をいくつかの活動地域に区分し、それぞれの活動地域ごとにチームを編成して行う活動方式

② 管轄区域全体を対象として専門部門等を分担して活動を行う方式

③ ①、②の併用による活動方式
等により、管内において、総合的、計画的に普及指導活動を行っている。また、重点的に普及指導活動を行う必要性の高い個別農業者、法人、集団又は地域を重点指導対象として設定するとともに、その成果を周辺地域に波及させることにより、効果的、効率的な活動を進めている。

改良普及員は、農業生産方式の合理化その他農業経営の改善又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を円滑に進めるため、直接農業者に対して、主に次のような活動を行っている。

ア 農業経営及び農村生活の改善に関する技術及び知識の普及指導を行うための所属する地域農業改良普及センターの管内の巡回指導及び相談

イ 試験研究機関等で開発された新技術等の実証展示を行うための実証ほの設置又は普及指導活動の手法や成果を実証展示するための農業者等の設定

ウ 農業経営及び農村生活に関する情報資料の農業者等への適時、適切な提供

エ 農業者を対象とした研修会や講習会の開催

(3) 地域農業改良普及センターの運営

地域農業改良普及センターは、改良普及員の活動の拠点であり、改良普及員の行う活動の連絡調整、地域

の特性に応じた計画的かつ総合的な普及指導活動の推進、市町村、農業協同組合等との連絡を緊密にし、農業者に対する情報提供及び新規就農を促進するための活動を行うことを目的として設けられ、その位置、名称、管轄区域は都道府県の条例によって定められている。11年3月31日現在の地域農業改良普及センター数は510である。

地域農業改良普及センターにおいては、総合的かつ計画的な普及指導活動を行うため、改良普及員相互の緊密な連絡の下に、改良普及員の事務分担や活動体制の決定、概ね5年間にわたる普及指導基本計画及び毎年度の普及指導年度計画の樹立を行うとともに、地域農業改良普及センターを拠点とした普及指導活動の効率的・効果的な推進、農業者への有益な情報の提供及び新規就農の促進を図るため、次のようなことを行っている。

ア 農業に関する高度な分析・診断機材、視聴覚機材、農業者に対する情報の提供に必要な機材、実習指導用機材等の整備

イ 農業者に有益な情報を提供し、新規就農の促進に資するための、農業者、集団、青少年及び技術、経営、普及指導活動等に関する情報の整備・提供

ウ 改良普及員の現地活動等に使用する巡回指導用車両の整備

エ 地域農業改良普及センター又は市町村を単位として、農業者、市町村、農業協同組合等関係機関・団体職員及び普及協力委員を構成員とし、普及指導活動に関するニーズの把握及び普及指導活動に対する評価、関係機関・団体との役割分担についての協議等を行う地域農業改良普及推進協議会等の開催

オ 改良普及員の任用資格を有する者が改良普及員の産前産後の休暇又は育児休業中その普及指導活動を代替して行う産休等改良普及員代替職員の設置

カ 新規就農に向けた啓発を行うための交流会・研修会の開催及び就農相談員の設置

キ 普及指導活動に関する課題の収集、地域の技術及び知識の周辺農業者への情報提供等を行う普及情報協力者の設置

(4) 普及協力委員の活動

専門的な技術等についての農業者からの多様なニーズに応えられるよう、新技術の実践や農村青少年の育成等を行う先進的農業者、農産加工等の事業について識見を有する者を普及協力委員として委嘱し、これらの者が改良普及員に協力して農業経営又は農村生活の改善に資するための活動を行っている。

(5) 改良普及員の研修

国及び県段階における計画的な研修の実施を通じ、農業技術の高度化、農業経営の専門化、農業者の生活の多様化等に対応し、的確な普及活動を推進し得るよう、改良普及員の資質の向上を図ることを目的とし、次のような研修（国が実施する研修への派遣を含む。）を実施するとともに、このために必要な分析・診断機材、視聴覚機材等を当該研修を実施する施設に整備している。

ア 地域農業改良普及センター段階における研修

新任期の改良普及員の普及指導活動に対する基礎指導力を確立するための研修、現地の技術課題等を解決するための適切な普及指導活動の方法等についての研修、改良普及員の自己能力を開発・向上するための研修

イ 県段階における研修

新任期の改良普及員に対する集合研修、高度先進的技術等専門技術の強化のための研修、地域農業の組織化等地域の総合的な課題解決のための研修、地域農業改良普及センターにおける企画・管理上の諸問題解決のための研修、先進的技術・知識、普及指導方法等を習得するための国内外の大学・試験研究機関等への留学派遣研修

ウ 国段階における研修

新任期の改良普及員研修、農政課題研修、技術研修、新任の地域農業改良普及センター所長研修等

(6) 農村青少年団体の指導者の育成

農村青少年団体の指導者の育成については、改良普及員の日常の普及指導活動に加え、次のようなことを通じ、優れた青年農業者の育成を図っている。

ア 農村青少年に対し、その成長段階に応じ、就農意欲を喚起し、近代的な農業経営を担当するにふさわしい農業生産技術、農業経営技術、農家生活技術等を計画的に習得させるための研修や、その集団活動を促進させるための研修（農林水産省農業者大学校での研修教育のための派遣を含む。）の実施

イ 農村青年の研修教育等に励みと目標を与えるとともに、農業者としての意欲を喚起し、その自主的活動の助長を図るため、優れた農業青年を「青年農業士」として認定し、研究会、先進地調査等の実施

(7) 農業者研修教育施設（道府県農業大学校）の運営

次代の農業及び農村を担う優れた青年農業者等を育成することを目的として、農業者研修教育施設（道府県農業大学校）に長期の研修教育を行うための養成部門を置くほか、養成部門の卒業者等に対しより高度の

研修教育を行う研究部門及び県の農業及び農村の実情に応じて短期の研修部門を置いている。養成部門においては、専門課程及び専攻コースを設け、講義・実験及び演習・実習により、次代の農業及び農村を担う優れた青年農業者として必要な技術及び知識を体系的かつ実践的に習得させ、研究部門においては、専攻区分を設け、経営環境の変化に迅速に対応し得る、より高度な経営管理能力を効率的に習得させ、また、研修部門においては新規就農希望者、青年農業者、中堅農業者、先進的農業者等幅広い層を対象に、経営の発展段階、地域における役割等に応じて、農業又は農家生活に関する知識及び技術を体系的に修得させている。さらに、これらのために必要な機材等の整備を行っている。

また、指導職員の指導能力の向上に資するための新任者研修、教務担当研修等の職員研修及び指導職員が当面している課題の解決のための知識及び技術、新たに開発された技術、経営管理方法、実践教育方法等を習得させるための研修（国が実施する研修への派遣も含む。）を実施している。

2 協同農業普及事業の効果的・効率的推進

協同農業普及事業交付金による事業とあいまって、普及の技術水準の高度化等を図るとともに、農業情勢の変化等に的確かつ弾力的に対応するため、次の事業を実施した。

(1) 普及水準の高度化

ア 効率的で安定的な農業経営の育成、水田営農の活性化等の緊急課題に対処し効果的な普及指導活動等を実施し得る知識等を付与するため、緊急課題研修事業を実施した。また、先進的・革新的新技術の早期普及、環境保全型農業の推進等の課題に対処し得る知識・技術等の習得を図るため、国が実施する研修及び他県の先進的な地域農業改良普及センターに派遣する先進技術特別研修事業を実施した。

（予算額 1億1,825万円）

イ 普及職員の国際感覚のかん養、企業の経営管理に関する指導感覚の付与、専門項目等に関する知識の深化・具体化、若手改良普及員の実践的な指導能力の向上等を図るため、国内外の大学、試験研究機関、民間企業、ビジネススクール、先進農家等に派遣する留学派遣研修事業を実施した。

（予算額 1億7,023万円）

ウ 普及職員の経営指導における実務面での技術向上を図るため、通信教育講座を受講させる通信教育事業を実施した。

（予算額 673万円）

エ 国際化の進展により県の農業振興上、緊急に対応することが必要な海外の農産物の生産・流通の実情、経営状況、技術水準、普及手法等について調査を行う、国際化対応緊急海外現地調査事業を実施した。

（予算額 3,730万円）

オ 専門技術員として必要な知識及び技術の水準を高め、資質の向上と改良普及員に対する指導力の向上を図るため、専門技術員研修事業を実施した。

（予算額 1,375万円）

カ 試験場で開発途上の有望な技術について、現地に導入しながら技術開発の完成を図り、普及・定着させるため、必要な機材等を専門技術員室及び地域農業改良普及センターへ整備するとともに、各種情報の迅速な提供、相談への効率的な対応が可能な体制の確立のため、地域農業改良普及センターと農業者等を結ぶローカルネットワークの整備を行う現地活動強化特別事業を実施した。

（予算額 2億7,083万円）

キ 専門技術員の指導力向上及び活動の高度化を図るため、専門技術員を核とするプロジェクトチームによる、高度・先端的な現地実証等の活動とともに、ブロックレベル、全国レベルの調査・研究活動を行う専門技術員活動高度化事業を実施した。

（予算額 6,108万円）

(2) 高度な技術・経営等の普及指導

ア 緊急生産調整推進対策及び水田麦・大豆等生産振興緊急対策の実施と併行し効率的かつ安定的な経営体の育成を念頭に置きつつ、生産者・地域の自主性を尊重した麦・大豆・飼料作物等の転作作物の生産拡大と望ましい水田営農を実現に向け、濃密な経営・技術指導を行い、その成果の速やかな波及を図るための麦・大豆等水田営農緊急推進普及活動事業を実施した。

（予算額 2億6,706万円）

イ 着実な経営体育成とその加速化を図るため、新たに、意欲ある支援希望農業者の依頼に応じ、カウンセリング・コンサルテーションを通じて、実証事業等を踏まえた具体的技術改善・新技術導入等を指導する個別対応指導方式による普及指導活動を行う経営体育成個別技術指導事業を実施した。

（予算額 9,716万円）

ウ 農業者集団が実施する新たな形態の技術開発に対し、必要な経費の助成を行うとともに、民間専門家等の普及協力委員、専門技術員、試験研究員等からなるアドバイザーグループの設置、技術開発成果研究会

の開催等によりの確な支援強化指導を推進する農業者自主技術開発支援事業を実施した。

(予算額 1,287万円)

エ 環境保全型農業の全国的な定着促進を図るため、環境保全型農業技術に係る経営的な評価に基づいて、試験研究機関等関係機関との連携による地域をあげての個別農業者に対する濃密な普及活動及び農業大学校における農業者への体系的な研修を実施した。

(予算額 8,186万円)

(3) 生活関係普及事業の強化

ア 農業者自らが農業労働の改善・快適化を図っていくことを促進するための農業労働快適化推進事業を実施した。

(予算額 2,744万円)

イ 家族員の役割分担や就業条件について、家族全員が合意し、その内容が経営方針に明確化されている新しい家族経営体を育成するために新しい家族経営推進運動事業を実施した。

(予算額 4,452万円)

ウ 生活関係の改良普及員が農村生活の新たな課題に関しプロジェクト活動を実施し、地域の特性を踏まえた高度な技術を確立し、普及活動水準の向上を図るため、生活関係技術確立推進事業を実施した。

(予算額 5,313万円)

エ 女性の視点を生かしつつ、地域の慣習や景観などの生活全般について新たな手法を用いて見直し、改善し、行動するためのルールづくり等の活動を促進するため、農山漁村快適環境創造活動促進事業を実施した。

(予算額 2,932万円)

オ 農業経営や農村生活に関する知識・技術の普及、女性の能力発揮・地位向上に関する啓発等を行うため、(社)農林放送事業団に委託して、女性の自発的な活動の優良事例の紹介等を内容としたビデオを制作し、その貸し出しを行った。

(予算額 765万円)

カ 農家・農村生活の変化に対応し、都市地域とは異なる観点からの総合的な対策の推進を図るため、(社)農村生活総合研究センターに対して助成し、農村生活に関する調査研究、技術開発等を行い、情報提供及びコンサルタント活動等を実施した。

(予算額 1億4,578万円)

キ 生活関係研修

平成10年度の農林水産省生活技術研修館における生活関係研修受講者の実績は次のとおりである。

	コース数	延べ日数	延べ受講者数
農林水産省			
職員研修	4	14	87
生活関係			
普及職員研修	13	88	237
生活関係地方公共団体			
職員研修	1	5	14

そのほか海外研修生の受け入れなどを行っている。

(4) 普及情報活動の充実強化

ア 普及職員の普及指導活動の高度化、効率化に必要な各種情報を全国の普及組織等に迅速に提供するため、(社)全国農業改良普及協会に対して助成し、①普及情報ネットワークシステムのマルチメディアシステムへの対応とその管理運営、②地域の課題解決に貢献可能な人材情報の収集提供、③新たな農政上の課題へ対応した普及指導活動やネットワークシステムを活用した新しい普及指導活動の推進のための調査研究等の対策を実施した。

(予算額 1億8,190万円)

また、第三次補正予算によりネットワーク上で経営診断・シミュレーションを可能とするソフトウェアの開発を行った。

(予算額 2億240万円)

(5) 制度資金の活用についての指導援助

農業者が自主的に生産方式の改善や特定地域における経営の開始、農家生活の改善、青年農業者等の育成確保を促進する等により農業経営の安定と農業生産力の増強に資することを目的とする農業改良資金について、その活用等について指導援助を行った。

また、自立経営農家の育成のための総合資金の貸付け及び効率的かつ安定的な農業経営を育成するための経営体育成総合融資制度の活用等について指導援助した。

第10節 新規就農者の青年農業者の育成確保対策

意欲と経営能力に優れた青年農業者等の育成確保を一体的かつ効果的に進める観点から、「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」(平成7年法律第2号)に基づき講じる支援措置のほか、全国、都道府県、市町村の各段階における円滑な就農の支援を行う体制の確立、農業者の生涯にわたっての高度な技術の研修教育等を行うための施設の総合的整備等により、他産業経験者を含めた新規就農者・青年

農業者対策の充実強化を図った。

1 新規就農者に対する資金面での支援

農内農外からの新規就農の増大を図るため、青年に加え、新たに、近代的な農業経営を担当するのにふさわしい者となるための知識及び技能を有する中高年齢者に対し、農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の就農の準備に必要な資金（就農支援資金）及び新たな農業経営の開始等に必要な資金（青年農業者等育成確保資金（農業改良資金））の無利子貸し付けを行った。

また、青年の就農実態等を踏まえ、就農準備資金の貸付限度額の引上げ等内容の充実を図った。

（就農支援資金貸付実績 16億88百万円）

（青年農業者等育成確保資金貸付実績 57億39百万円）

2 全国及び地域段階における就農支援体制の整備

（1）青年農業者育成確保推進事業

青年の就農促進と経営の定着を図るため、青年農業者の育成確保の目標となる都道府県、市町村段階における人材育成方針の策定を進めるとともに、都道府県青年農業者等育成センターにおける就農関連情報の提供、認定就農者の発展を支援する青年農業者組織の機能強化を図った。

（予算額 3億8,618万円）

（2）他産業経験者等就農促進総合事業

他産業経験者等の幅広い就農促進を図るための就農促進方針及び研修プログラム等を作成するとともに、啓発活動等を実施した。

（予算額 1億995万円）

（3）農業農村生涯教育施設整備事業

道府県農業大学校において、先進的な研修教育を実践的かつ生涯にわたる体系的なものとして実施するために必要な研修教育施設を整備した。

（予算額 23億3,645万円）

（4）新規就農円滑化対策事業等

地域農業の中核的担い手を育成するという観点から、新規就農者の受入れと地域への定着を進めるための現場実践方式による研修事業及び離農農家等の農場を新規就農者等にリース方式により円滑に継承する事業を実施した。

（予算額 3億4,051万円）

（5）農業教育推進事業

文部省と連携を図りながら、普及組織において、

小・中学生等を対象とした幅広い農業体験学習を支援するとともに、農業副読本等の作成、宿泊滞在型の農業農村体験の場を設定した。

また、県農業大学校において、指導職員による実践的な指導方法の研究活動を実施した。

（予算額 7,405万円）

（6）農村青少年研修教育団体事業等

ア （社）全国農村青少年教育振興会に助成して、他産業従事者が働きながら学べる就農準備校を全国10ヶ所に開設するとともに、農村青少年の先進農家留学研修、全国農業青年交換大会等を実施した。

また、新たに企業及びその在職者を対象とした就農相談活動等を実施した。

（予算額 4億4,617万円）

イ （社）国際農業者交流協会に助成して、農村青少年を米国、欧州等の先進農家へ1～2年間派遣し、農業経営の実地体験をさせる農業実習生海外派遣事業等を実施した。

（予算額 4,626万円）

ウ 青年農業者の育成に重要な役割を果たしている民間の研修教育施設（鯉淵学園、八ヶ岳中央農業実践大学校、日本農業実践学園）の研修教育の効果を高めるために必要な教育施設の整備、指導職員設置等に対して助成した。

（予算額 3億631万円）

エ （社）全国農業改良普及協会に助成して、普及情報ネットワークを活用した就農支援及び農業体験学習に係る情報提供システムの開発を実施するとともに、農業体験学習フォーラムの開催等を行った。

（予算額 3,331万円）

（7）農業者大学校の運営

国自らが運営する農業後継者教育機関である農業者大学校において農業青年に対し3年間の特色ある教育を行い、幅広い視野と応用能力を付与し、自ら近代的な農業経営の担い手となるべき優れた人材を育成した。

（予算額 2億7,884万円）

第11節 女性・高齢者対策

1 農山漁村男女共同参画の推進

（1）女性が十分に能力を発揮できるようにするため、子育て環境の整備、家事負担の軽減等により女性が活躍できる空間の拡大を図るとともに、若い女性の農山漁村への定着を促進する地域の自主的な取組を支

援する農山漁村女性緊急対策事業を実施した。

(予算額 10億8,600万円)

(2) 「男女共同参画2000年プラン」(平成8年12月)に示された方向に沿って、農協の理事等女性の参画の指標・目標を策定し、到達度合いの調査、男性を含めた家族及び地域社会での意識啓発等を行う農業・農村パートナーシップ推進事業を実施した。

(予算額 1億8,971万円)

(3) 家事労働等も配慮した労働ピークの軽減、定期的な休日の確保等を可能とするための総合的な労働力調整支援体制の整備を行った。

(予算額 2,714万円)

(4) 地域農産物等を活用した起業を試行する農村女性グループを対象に地域農産物の加工や経営、マーケティング能力の向上を支援し、農村女性の経済的地位の向上と地域農業の活性化を図る農村女性グループ起業支援事業を実施した。

(予算額 7,386万円)

(5) 普及事業において、農村女性の位置づけの明確化、能力発揮等に関する実態や意向の把握、解析等を

内容とするプロジェクト研究を関係機関と連携して行うための農村女性関係活動高度化事業を実施した。

(予算額 572万円)

(6) 農村女性の自主的グループ活動等を助長し、アグリウエルカムプランに即した情報発信拠点の整備、異業種交流セミナー等の開催を行うための農山漁村生活開発推進事業に必要な経費を(社)農山漁村女性・生活活動支援協会に対し助成した。

(予算額 1億9,701万円)

2 農山漁村高齢者対策

高齢者対策を強力に推進するため、「農山漁村の高齢者に関する中長期ビジョン懇談会報告」(平成7年6月)を踏まえ、都道府県農山漁村高齢者ビジョン及び市町村農山漁村地域高齢者ビジョンの策定、高齢者の能力向上等を通じた人づくり、高齢者の活動の場づくり等を行う「農山漁村高齢者ビジョン推進実践事業」を実施した。

(予算額 2億2,817万円)

